

【原田久嗣君を支援する会】運営規約

- 第 1 条 (名 称) 本会の名称を以下とする。
原田久嗣君を支援する会
- 第 2 条 (所 在 地) 本会を以下に置く。
〒747-1292 山口県防府市大字台道 3635 番地
高川学園高等学校内
- 第 3 条 (目 的) 本会は高川学園高等学校ラグビー部原田久嗣君の治療・リハビリを支援することを目的とする。
- 第 4 条 (会 員) 本会の趣旨に賛同し支援金を納入する方々を会員とする。
- 第 5 条 (役 員) 本会に以下の役員をおく。
代表 3 名、(内 1 名は事務局)
監査 2 名
- 第 6 条 (役員の仕事) 役員の仕事は以下のとおりである。
会の円滑な運営に努め、支援金の募集を開催し、全額を原田様に直接お渡しする。
- 第 7 条 (役員の仕事) 役員の仕事は平成 30 年 3 月 31 日までとする。
- 第 8 条 (支 援 金) 支援金は 1 口 2,000 円とし振り込み手数料は各自負担とする。
- 第 9 条 (規約の変更) 本規約は会員の過半数の同意を持って変更することができる。

附則 発足時の役員を以下のとおり置く。

- 代表 宇多村賢治 (高川学園高等学校ラグビー部部長)
- 代表 (事務局) 野村賢二 (高川学園高等学校ラグビー部監督)
- 代表 大野満臣 (高川学園中学校・高等学校校長)
- 監査 深川将義 (山口県高体連ラグビー専門部
山口県立山口農業高等学校ラグビー部監督)
- 監査 藤井健二 (高川学園高等学校ラグビー部父母会会長)

この規約は 2016 年 (平成 28 年) 12 月 16 日から適用する。